



佐野市告示第43号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

その関係図面は、佐野市水道局下水道課において一般の縦覧に供します。

平成31年3月15日

佐野市長 岡部正英

- 1 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する年月日
平成31年 3月31日
- 2 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する区域
赤見町、出流原町、大古屋町、大橋町、君田町、黒袴町、小中町、高萩町、
田島町、多田町、田沼町、田之入町、栃本町、富岡町、中町、奈良渕町、
堀米町、山越町、吉水駅前二丁目、吉水町の一部
- 3 供用を開始する排水施設等の位置
別紙図面のとおり
- 4 供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別
分流式
- 5 下水の処理を行う終末処理場の名称及び位置
佐野市水処理センター
佐野市植下町3300番地
- 6 縦覧場所
佐野市水処理センター 佐野市水道局下水道課
- 7 縦覧の期間及び時間
平成31年3月15日から同月29日まで（土・日・祝日を除く。）
午前8時30分から午後5時15分まで